

平成 30 年度事業計画

一般財団法人 保安通信協会

平成 30 年度事業計画

第 1 異同識別事業

指定試験機関としての業務を通じて蓄積した遊技機に関する知見を活用して、不正改造された遊技機を社会から排除するための事業を行う。

1 遊技機の異同識別に関する業務

捜査機関等から嘱託を受け、犯罪捜査に係る遊技機と当該遊技機に係る型式の遊技機との異同識別を行う。

2 異同識別に関する講習

捜査機関等からの要請に基づき、遊技機の異同識別技術に関する指導のための講習会を開催する。

3 遊技機の性能調査

遊技機の不正改造・不正使用防止対策の本来性能への影響調査等を行う。

第 2 調査研究事業

国民生活全般の安心・安全の水準の維持向上に寄与するため、保安に関連する電子情報通信技術に関して、時代に則したテーマを選定した調査研究を行う。

1 デジタル・フォレンジックに関する調査研究

デジタル・フォレンジックの分野における専門家の育成等についての調査研究を行う。

2 事件、事故、災害時等における画像等新技術の活用に関する調査研究

事件、事故、災害時等において、携帯電話、デジタルカメラ等で撮影した現場の

映像、センサーからの情報等を関係各法執行機関において効果的かつ効率的に活用するための緊急通報システム、映像活用システム、ビッグデータ収集・検索等最新技術について調査研究を行う。

- 3 保安電子通信技術に関するセミナーの開催及び最新技術の動向と研究の紹介
保安電子通信技術に関するセミナーの開催並びに調査研究成果の関係機関への提言及び紹介を行う。

第3 保安電子通信事業

協会が有する知見及び技術をもって行う保安電子通信技術に関する業務を受託する。

- 1 意見書交付業務
遊技機製造業者等の製造設備及び製造能力、検査設備及び検査能力、保管方法等について、製造能力確認者として意見書の作成・交付を行う。
- 2 遊技球等貸出装置機能確認業務
遊技球等貸出装置の機能確認を行う。
- 3 メダル自動補給装置機能確認業務
メダル自動補給装置の機能確認を行う。

第4 型式試験事業

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」に基づく指定試験機関としての業務を行う。

- 1 遊技機の型式試験業務

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」及び関係法令に基づいて、確実な試験事務を行う。

2 遊技機の型式試験に関する調査研究

試験事務の合理化・効率化等に関する調査研究を行う。

- (1) 中長期的課題に関する調査研究
- (2) 試験事務の効率化のための実用化研究